

江戸川区監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果（平成 17 年 5 月 26 日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

なお、本件監査に春山仲次前監査委員、荒井輝夫前監査委員が平成 17 年 5 月 19 日まで、島村和成監査委員、川瀬泰徳監査委員が平成 17 年 5 月 20 日から関与した。

平成 17 年 5 月 26 日

江戸川区監査委員	小久保	晴	行
同	日下部	義	昭
同	島村	和	成
同	川瀬	泰	徳

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出

平成 17 年 4 月 4 日

### 3 請求の内容

#### (1) 主張事実

総務課長らすべての支出手続担当者は、平成 17 年 1 月 21 日、本庁南棟 3 階の喫煙所に関し、ガラリー等の工事を行うことを指示し、平成 17 年 2 月 24 日に工事相当額の金銭 166,490 円を支出した。

ところが、この工事の結果、環境タバコ煙が喫煙所外にかえって漏れ出すことになってしまった。これは、ドアの開閉によるポンピング効果によるガラリーからの漏れ出しであり、これについては、平成 17 年 2 月 9 日に、産業医科大学助教授が当該喫煙所を調査し、煙が漏れ出すという問題点を確認している。

なお、この時、上記助教授は総務課長に問題点を確認するように立会を求めたが、総務課長は立会を拒否している。

健康増進法第 25 条は、施設管理者に受動喫煙の防止を義務づけており、上記工事はこれに違反し、かえって煙の漏れ出しを助長するものであり、違法な公金の支出である。

ところで、請求者は上記工事に先だつ平成 16 年 12 月 7 日に上記喫煙所の風速などの測定を行い、そもそも風速が足りないことやドアの開閉などによる煙の漏れ出しなどの喫煙所の問題点を総務部長、総務課長に指摘したうえ、喫煙所の整備ではなく、廃止を求めた。これにもかかわらず、上記工事を行い、さらに環境を悪化させたのであるから、違法性は重大である。なお、ドアの開閉時の漏れ出しは、上記助教授によって確認されている。

もとより喫煙所は、喫煙という有害な行為を助長するものであり、公衆衛生を向上する責務を負っている公共機関が設置すべきではないものである。さらにはその電気代、フィルター代、清掃代などの維持費がかかり、公金が無駄に支出されるのであり、喫煙所の設置の必要はない。

健康増進法の受動喫煙防止義務につき厚生労働省生活習慣病対策室に確認した

ところでは、法は室内の全面禁煙を原則的方策として命じているとのことである。

したがって、健康増進法を率先して遵守して行かなくてはならない責務を有する江戸川区としては喫煙所を設置すべきではない。よって、喫煙所の設置はそもそも健康増進法に違反するものである。健康増進法を受けた人事院のガイドラインでも、公共機関は原則禁煙の方向を目指すべきとされており、長野県などのように既に喫煙所があってもそれを撤廃するのが自治体の本文である。この意味で、喫煙所の不必要な改修工事費の支出は二重の意味で健康増進法に違反するものである。

よって、上記公金支出は違法なものであり、監査委員は区長に対し、次のとおり勧告するよう求める。

## (2) 措置要求

支出の最終権限者たる区長自ら及び手続を行った担当職員に対し、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、支出相当額の返還をさせること。

上記のとおり、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

## 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成 17 年 1 月 21 日工事指示の本庁舎南棟 3 階喫煙室ガラリ取付工事に係る支出を監査対象とした。

### 2 監査対象課

江戸川区総務部総務課

### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 17 年 4 月 21 日に請求人の陳述及び新た

な証拠の提出の機会を設けた。

請求人は代理人と共に、陳述において本件請求の趣旨の補足を行い、事実証明書として、平成 17 年 2 月 9 日実施の 3 階喫煙室内外の粉じん濃度測定結果を提出した。

### 第 3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象課の説明及び判断について述べる。

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 本件請求に係る工事について

本件請求に係る工事（以下「本件工事」という。）は、年間単価契約に基づき、本庁舎東・南棟喫煙室 4 個所のガラリ取付工事として総務部総務課が発注し、株式会社 A が 499,380 円で請け負った工事のうち、本庁舎南棟 3 階喫煙室（以下「3 階喫煙室」という。）に係る部分である。

##### (2) 3 階喫煙室の設置について

3 階喫煙室は平成 14 年 6 月 22 日に設置された。スチールパーティションにより区画された約 4.5m×約 1.5m、面積 6.9 m<sup>2</sup>、空間容積 16.5 m<sup>3</sup>（いずれも小数点 2 位以下四捨五入）の広さを持ち、出入口は開き戸が 1 個所設置されている。

設置当初の構造は換気扇が 1 台、ドア下部に吸気ガラリ（300 mm×500 mm）が 1 個所であった。その後、平成 16 年 6 月 7 日に外気取入口（口径 100 mm）が設置されている。

##### (3) 本件工事の施工内容

本件工事は、工事指示日が平成 17 年 1 月 21 日、工事施工日が平成 17 年 1 月 22 日であり、出入口ドア下部に 600 mm×700 mm のガラリを 1 枚、壁下部に 500 mm×700 mm のガラリを 2 枚取り付けたものである。工事は同日に竣工し、同月 24 日に総務課が竣工を確認している。

工事費用は本件工事分を含めた総額 499,380 円の支出命令書が平成 17 年 2 月 15 日に起票され、同月 24 日に支出されている。

なお、本件工事は、以下の換気扇増設工事と一体として計画されたが、年間単

価契約上異業種となるため先行して施工されたものである。

#### (4) 換気扇増設工事について

平成 17 年 3 月 6 日に本件工事に引き続く工事として、3 階喫煙室に換気扇を 1 台増設した。年間単価契約上、異業種工事となるため、本件工事とは別途施工された。

新設された換気扇は、人感知センサーによる有人時のみの作動で省エネルギーが図られている。

二つの改修工事を経て、現在の 3 階喫煙室の換気設備は、換気扇 2 台、吸気ガラリ 3 個所、外気取入口 1 個所となっている。

#### (5) 受動喫煙防止対策のための江戸川区基本方針（ガイドライン）（以下「区ガイドライン」という）

区ガイドラインは、平成 15 年 5 月 1 日の健康増進法施行及び同法第 25 条を解説した平成 15 年 5 月 9 日厚生労働省発表の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）に基づき平成 16 年 7 月 1 日に実施された。同日以降の喫煙室の改修工事等は全て区ガイドラインを根拠とする。

区ガイドラインは、喫煙スペースを室内に設置する場合の空気環境について次のように定めている。

- ・非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2 m/s 以上）がある。
- ・非喫煙場所の時間平均浮遊粉じん濃度が 0.15 mg/m<sup>3</sup> 以下でかつ、非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しない。
- ・喫煙場所の一酸化炭素濃度が 10 PPM 以下である。

## 2 監査対象課の説明

### (1) 本件工事の施工理由について

本件工事は空気取入口となるガラリを大きくして、換気扇の 2 台設置を可能にするために行ったもので、平成 17 年 3 月 6 日の換気扇増設工事の前段工事である。

北風によるにおいの漏れや想定以上の喫煙者の利用に耐える、3 階喫煙室内の空気環境改善を目的として、より一層排気能力を強化するために改良工事を行ったものである。

なお、随時空気環境測定を実施し、喫煙室の排気能力等を確認している。

(2) 空気環境測定について

3 階喫煙室の空気環境測定については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項に基づく「建築物環境衛生一般管理業登録証明」を有する株式会社 B が、総務課との契約により平成 16 年 7 月 2 日、同年 8 月 11 日、同年 11 月 5 日、同年 12 月 13 日、平成 17 年 4 月 20 日に実施した。

その測定結果は表 1 のとおりである。

表 1

測定日	測定箇所	気流風速 ㎧	粉じん濃度 mg/m <sup>3</sup>	CO 濃度 PPM
H16.7.2	非喫煙場所	—	0.01 (0.15)	1
	境界付近	出入口・上 0.48 (0.2) 出入口・中 0.41 (0.2) 出入口・下 0.46 (0.2) 外気取入口 0.76	0.02	1
	喫煙室	—	0.19	2 (10)
H16.8.11	非喫煙場所	—	0.01(0.15)	1
	境界付近	出入口・上 0.40 (0.2) 出入口・中 0.56 (0.2) 出入口・下 0.74 (0.2) 外気取入口 0.80	0.02	1
	喫煙室	—	0.21	2 (10)
H16.11.5	非喫煙場所	—	0.02(0.15)	1
	境界付近	出入口・上 0.63 (0.2) 出入口・中 0.49 (0.2) 出入口・下 0.58 (0.2) 外気取入口 1.28	0.28	1
	喫煙室	—	0.27	1 (10)
H16.12.13	非喫煙場所	—	0.02 (0.15)	1
	境界付近	出入口・上 0.34 (0.2) 出入口・中 0.33 (0.2) 出入口・下 0.41 (0.2) 外気取入口 1.47	0.02	1
	喫煙室	—	0.28	2 (10)

測定日	測定箇所	気流風速 m/s	粉じん濃度 mg/m <sup>3</sup>	CO 濃度 PPM
H17.4.20	非喫煙場所	—	0.01(0.15)	1
	境界付近	出入口・上 0.24 (0.2)	0.02	1
		出入口・中 0.30 (0.2)		
出入口・下 0.23 (0.2)				
外気取入口 1.15				
喫煙室	—	0.04	1 (10)	

( ) 内数値は区ガイドラインの基準値である。CO は一酸化炭素である。

### 3 判断

以上のような事実関係及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求において請求人は、本件工事が健康増進法第 25 条の受動喫煙防止義務に違反し、かえって煙の漏れ出しを助長するものであり、違法な公金の支出である旨主張しているため、本件工事が健康増進法等からみて不必要な工事だったか及びその会計手続きが適正であったかについて判断する。

#### (1) 本件工事施工前後の空気環境について

平成 16 年 7 月 1 日に区ガイドラインが実施され、それに基づき株式会社 B が、平成 16 年 7 月 2 日、同年 8 月 11 日、同年 11 月 5 日、同年 12 月 13 日及び平成 17 年 4 月 20 日に 3 階喫煙室の空気環境測定を実施した。

その結果は、表 1 のとおり、いずれの時点においても区ガイドラインの基準を満たしている。

#### (2) 本件工事の位置付け

本件工事及び換気扇増設工事後の空気環境については、平成 17 年 4 月 20 日の測定結果のとおり、喫煙室内の粉じん濃度が大幅に低下している。

これは、北風によるおのれの漏れ出しや想定以上の喫煙者の利用に耐える、喫煙室内の空気環境改善を目的として、より一層排気能力を強化するために改良工事を行ったとの監査対象課の説明を裏付けるものである。

請求人が指摘している、ドア開閉時のガラリからのタバコ煙の漏れ出しについては、開閉時の一時的な現象であり、また、測定日が平成 17 年 2 月 9 日と換気扇増設以前である。

現在は、喫煙室内の粉じん濃度が大幅に低下し、非喫煙場所の粉じん濃度も低

下していることから、漏れ出しの量も改善されていると言える。

(3) 会計手続きについて

本件工事の会計手続きについては、事実関係の確認の項で述べたとおり、年間単価契約に基づく平成 17 年 1 月 21 日の工事指示から平成 17 年 2 月 24 日の工事費の支出まで、適正に行われている。

これらの結果から、本件工事は適正な会計手続きにより行われ、受動喫煙環境をさらに向上させた工事であると言える。

また、請求人は喫煙所の設置は健康増進法に違反すると主張しているが、本区の喫煙室は平成 14 年 6 月 22 日に設置されて以来、健康増進法第 25 条と新ガイドライン及び区ガイドラインに沿って改善がなされたものである。

なお、区ガイドラインの中で本庁舎を分煙施設としたことについては、財務会計行為ではなく、監査委員の判断すべき事項ではない。

以上から、本件工事にかかる支出が違法・不当であるとの判断をすることはできない。